

令和3年版「教育概要」正誤表

訂正箇所	内容															
P3～P4 1 文京区教育大綱 (1) 文京区教育大綱の策定 (2) 文京区教育大綱の内容	別紙のとおり差替															
P17 ウ 総合教育会議	<p>【誤】</p> <p>○令和元年度総合教育会議議題</p> <table border="1" data-bbox="507 573 1458 696"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>月日</th> <th>議題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>11/5 (火)</td> <td>(1) 文京区の児童虐待の現状について (2) 文京区の教育における新たな学びの視点について</td> </tr> </tbody> </table> <p>【正】</p> <p>○令和_2年度総合教育会議議題</p> <table border="1" data-bbox="497 846 1468 992"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>月日</th> <th>議題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u></td> <td>12/10 (木)</td> <td>(1) 文京区教育大綱の改定について</td> </tr> <tr> <td><u>2</u></td> <td>1/14 (木)</td> <td>(1) 「文京区教育大綱(案)」について</td> </tr> </tbody> </table>	回	月日	議題	1	11/5 (火)	(1) 文京区の児童虐待の現状について (2) 文京区の教育における新たな学びの視点について	回	月日	議題	<u>1</u>	12/10 (木)	(1) 文京区教育大綱の改定について	<u>2</u>	1/14 (木)	(1) 「文京区教育大綱(案)」について
回	月日	議題														
1	11/5 (火)	(1) 文京区の児童虐待の現状について (2) 文京区の教育における新たな学びの視点について														
回	月日	議題														
<u>1</u>	12/10 (木)	(1) 文京区教育大綱の改定について														
<u>2</u>	1/14 (木)	(1) 「文京区教育大綱(案)」について														

第 1 章 教育委員会と教育予算

1 文京区教育大綱

(1) 文京区教育大綱の策定

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(以下、「地教行法」という。)が平成27年 4月 1日に施行され、地方公共団体の長は、地域の実情に応じ、教育の目標や施策の根本的な方針である大綱を定めるものとされた。

策定にあたっては、区長と教育委員会から成る総合教育会議において協議することとされており、本区においても平成27年 11月に「文京区教育大綱」を策定した。

その後、新たに教育施策の方向性を示す「文京区教育委員会教育指針」が策定されたことに伴い、令和 2年12月及び令和 3年1月に 2回の総合教育会議を開催し、令和 3年 1月に「文京区教育大綱」を改定した。

(2) 文京区教育大綱の内容

子どもたちを取り巻く環境は、ICT などの技術革新や情報化、グローバル化の進展など、めまぐるしく変化しています。このような先を見通すことが難しい「変化の時代」において、社会の変化に伴う様々な課題を乗り越えるとともに、持続可能な社会を見据えた未来を創る力が求められています。

本区では、文京区教育ビジョン「個が輝き共に生きる文京の教育」の実現を目指すとともに、新たな学びの視点を盛り込み、社会の変化にあわせ、迅速かつ柔軟に教育課題の解決を図るため、教育の施策全体の方向性を示す『文京区教育委員会教育指針』(令和 2年 3月策定)を策定し、総合的に教育施策を推進しています。

『文京区教育大綱』においては、『文京区教育委員会教育指針』に掲げる視点に、子どもたちが輝く未来に向かって豊かな心を育み、自分らしく健やかに成長していくことができるよう、『「文の京」総合戦略』(令和 2年 3月策定)に掲げる、放課後の安全・安心な居場所づくり、青少年の健全育成、子どもの貧困対策などの取組を加えることで、教育委員会との密接な連携のもと、「文の京」の教育を一層充実させていきます。

●持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成

持続可能な社会を切り拓く新たな未来の創り手を育成するため、様々な教育活動の中で答えが一つではない課題に向き合うなどしながら、他者と協働しつつ創造的に生きていくための資質・能力を育みます。

●学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成

知・徳・体のバランスのとれた、子どもたちの「生きる力」を育むため、「確かな学力の定着」「豊かな人間性の育成」「健康・体力の増進」に向けた取組を行います。また、「保・幼・小・中の連携・接続」や「特別支援教育」を推進します。

●地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働

学校と地域をつなぐコミュニティ・スクールなど様々な取組の活動状況を踏まえ、学校(園)・家

庭・地域のほか、関係機関を含めた連携がより一層推進され、地域ぐるみで子どもの教育に取り組めるよう施策を推進していきます。

また、子どもたちが、地域の大人等の見守りのもと安心して遊びや学びなどの活動ができるよう、放課後の安全な居場所を提供するとともに、地域の人たちとの交流を通して、自立を促し、社会性を育てていくことができるよう、家庭や学校だけでは経験することが難しい社会参加・社会参画の機会を確保します。

●子どもの学びを保障する教育環境

子どもたちを取り巻く教育環境を整備するため、学校教育を担う教員の資質・能力向上や教育活動に専念できる工夫、安全・安心な学校(園)生活を送るための防災・防犯に関する危機管理体制の整備や学校施設の整備、子どもたちの課題に対する専門的アプローチなど、多岐にわたる取組を実施します。

また、子どもの生まれ育った環境に左右されることなく、等しく同じ条件で教育が受けられるよう、教育支援を実施します。

(令和 3 年 1 月 14 日 文京区長改定)